

# ひとり親家庭のために

※いずれの制度も申請が必要です。

【受付窓口】 市役所1階 こども家庭課こども手当係 TEL 055-934-4827 【受付時間】 8:30~17:15(土・日・祝日年末年始は休み)

## 児童扶養手当

### 児童扶養手当制度の目的

離婚・死亡・遺棄などの理由で父又は母と生計を同じくしない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、その児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

### 受給資格のある人

次のいずれかに該当する児童の父、母がその児童を監護するとき、又は父、母がないか若しくは父、母が監護しない場合に、その児童の父、母以外の者がその児童を養育するとき、その父、母又はその養育者に、児童扶養手当が支給されます。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童(事実婚の解消を含む)
- (2) 父、母が死亡した児童(父・母が受給する公的年金が児童扶養手当額を下回る場合の差額)
- (3) 父、母が重度の障害の状態にある児童
- (4) 父、母の生死が明らかでない児童(危難に遭遇して3か月以上たってもなお生死の事実が明らかでない)
- (5) 父、母から引き続き1年以上遺棄されている児童(内縁の父、母を含む)
- (6) 父、母が1年以上拘禁されている児童(内縁の父、母を含む)
- (7) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (8) 父、母が配偶者からの暴力(DV)で裁判所からの保護命令を受けた児童
- (9) 棄児などで父、母がなく、かつ父、母が不明である児童

- \*1 「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で一定の程度の障害の状態にある者をいいます。
- \*2 「監護」とは、監督し、保護すること。主に精神面から児童の生活に配慮し日常生活において児童の衣食住の面倒をみることに必ずしも同居を要件とはしていない。
- \*3 「養育」とは、児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持すること。

### 手当が支給されない場合

1. 次のいずれかに該当するとき。

- (1) 日本国内に住所を有しないとき。
- (2) 父、母の死亡・障害について支給される公的年金給付額(令和3年3月分以降の障害年金については、子の加算分のみ)が、児童扶養手当額より高い場合。
- (3) 児童福祉法に規定する里親に委託されているとき。
- (4) 児童福祉施設等に入所しているとき。  
(保育園、母子生活支援施設、障害児入所施設に入所した場合や肢体不自由児施設に母子入所した場合を除く)
- (5) 両親と生計を同じくしているとき。(父、母が一定の程度の障害の状態にある場合を除く)
- (6) 父、母の配偶者に養育されているとき。(一定の程度の障害の状態にある場合を除く)

### 手当が支給制限される場合 ※所得制限 限度額表参照

次のいずれかに該当するとき。なお、支給が制限される期間は、その年の11月から翌年の10月までです。(新年度は11月から)

- (1) 父、母又は養育者の前年の所得が一定額以上である場合。  
(孤児等の養育者にはゆるやかな所得制限があります)
- (2) 父、母の配偶者(夫婦の一方が一定の程度の障害の状態にあることで配偶者が対象となる)又は父、母と生計を同じくする父、母の扶養義務者の前年の所得が一定額以上である場合。
- (3) 養育者の配偶者又はその養育者の生計を維持する養育者の扶養義務者の前年の所得が一定額以上である場合。

- \*4 「扶養義務者」とは、直系血族(申請者の祖父母、父母、子、孫など)及び兄弟姉妹、特別の事情により三親等以内の親族で家庭裁判所に扶養義務を負わされた者をいう。

## 所得制限限度額表 扶養親族等が6人以上の場合には、1人増加につき38万円を加算した額

扶養親族等の数	申請者本人		孤児等の養育者 配偶者 扶養義務者
	全部支給	一部支給	
	所得額	所得額	所得額
0人	49未満	192未満	236未満
1人	87	230	274
2人	125	268	312
3人	163	306	350
4人	201	344	388
5人	239	382	426

単位:万円

一律社会保険料相当額	8万円
特別障害者控除	40万円
普通障害者控除、勤労学生控除	27万円
寡婦(父)控除(申請者が父・母以外の場合のみ)	27万円
特別寡婦控除(申請者が父・母以外の場合のみ)	35万円
雑損、医療費、小規模共済、配偶者特別控除	住民税で控除された額

- ①本人の場合は、老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円、特定扶養親族1人につき15万円  
 ②孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき6万円(ただし、扶養親族等がすべて老人扶養親族の場合は、1人を除く)

- (注1):所得額とは、所得税の申告所得と児童の父または母からの養育費の8割相当額を加算した額から上記右表の控除を差し引いた額のことです。  
 (注2):所得額と上の表の額を比較して、全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定されます。  
 (注3):所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族、又は特定扶養親族がある場合には、所得制限額に上の①②の額を加算した額。  
 (注4):離婚した父母に代わって児童を養育している方(養育者)や、児童と同居する扶養義務者(祖父母など)が、未婚のひとり親の場合には、地方税法上の「寡婦(父)控除」が適用されたものとみなし、総所得金額等合計額から27万円(一定要件を満たす場合は35万円)を控除します。  
 (注5):令和3年11月分から児童扶養手当の所得額の計算方法について、給与所得及び公的年金等に係る所得の金額の合計額から10万円を控除するようになります。

## 手当月額

児童1人目の全部支給は、月額43,160円です。  
 児童1人目の一部支給は、所得に応じて月額43,150円から10,180円まで10円きざみの額です。  
 児童2人目は10,190円～5,100円、3人目以降は1人につき6,110円～3,060円が、所得に応じて加算されます。

### 【令和3年度手当の支給期間及び支払い期日】

支払期日	支払期間	
① 5月11日	3月～ 4月分	
② 7月11日	5月～ 6月分	
③ 9月11日	7月～ 8月分	
④ 11月11日	9月～10月分	※支給期日が土日祝日
⑤ 1月11日	11月～12月分	となる時は、
⑥ 3月11日	1月～ 2月分	直前の金融機関営業日

## その他の助成制度

### 母子家庭等医療費助成

沼津市に住所のあるひとり親家庭等で、同居の家族全員に所得税が課税されていない世帯に対する医療費助成です。20歳未満の児童を養育しているとき、児童が20歳を迎える前日の属する月まで、父又は母と児童の医療費の保険診療の自己負担分を助成します。

### 母子家庭等自立支援教育訓練給付金

沼津市に住所があり、20歳未満の児童を養育し、児童扶養手当の支給を受けているか又は、同等の所得水準にある母子家庭の母及び、父子家庭の父へ、就労を目的とした教育訓練に対する経費の6割(下限12,001円～上限200,000円)を支給します。「雇用保険での一般教育訓練給付金」を受給できる方は、差額について支給します。  
 ※こども家庭課への事前相談が必要です。

### ひとり親家庭等就学支援助成金

児童扶養手当受給者(全部支給停止者等を除く。)を対象に、小学校入学の際に必要なランドセル及び学校指定用品購入費に対する助成として、翌年度小学校入学予定の対象児童1人につき3万円を限度に支給します。

### 高等職業訓練促進給付金

沼津市に住所があり、20歳未満の児童を養育し、児童扶養手当の支給を受けているか又は、同等の所得水準にある母子家庭の母及び、父子家庭の父で、対象資格取得のため養成機関において1年以上のカリキュラムで修業している場合、修業期間中、原則として月額10万円(上限4年)を訓練促進給付金として支給します。修了後に修了支援給付金5万円も併せて支給します。ただし、市民税課税世帯については、訓練促進給付金は原則として70,500円、修了支援給付金は25,000円になります。対象資格は、看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師等です。  
 ※こども家庭課への事前相談が必要です。

### 沼津市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金

沼津市に住所があり、児童扶養手当の支給を受けていること又は児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準であり、20歳未満の児童を扶養している、高等学校を卒業していないひとり親家庭の親及びその子が、高等学校卒業程度認定試験を合格するために、必要となる対策講座の受講費用の一部を給付金として支給します。

是非、ご相談ください。